

第1章 「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために」寄稿

女性政治家を増やすにあたっての考察

～クオータ制の導入に関する、男女共同参画の視点からの分析～

男女共同参画会議議員

一般財団法人女性労働協会会長 鹿嶋 敬 氏



<プロフィール>

1945年生まれ。千葉大学文理学部卒。日本経済新聞編集局次長兼文化部長、編集委員、論説委員等を経て2005年4月から実践女子大学人間社会学部教授。2015年3月退職、4月から一般財団法人女性労働協会会長兼専務理事。国の男女共同参画会議議員、東京都女性活躍推進会議会長等を兼務。第3次男女共同参画基本計画の策定時は基本問題・計画専門調査会会長代理、第4次計画では計画策定専門調査会会長を務めた。国の男女共同参画行政を監視する監視専門調査会会長も十数年兼務。著書に『恵里子へ 結納式の10日後、ポリビアで爆死した最愛の娘への鎮魂歌』（日本経済新聞出版社）、『男女共同参画の時代』（岩波新書）、『雇用破壊 非正社員という生き方』（岩波書店）、『男女摩擦』（岩波書店）など。近刊に『男女平等は進化したか』（新曜社）。

1 第3次男女共同参画基本計画にクオータ制導入盛り込み、「エッジ効かせる」

クオータ制の導入に関する記述が国の公式文書に初めて登場するのは、第3次男女共同参画基本計画からである。まずは、そのあたりの話から始めたい。

2010年2月の第33回男女共同参画会議で、第3次計画の策定に携わっていた私は途中経過報告を行った。男女共同参画社会基本法が制定・施行になって10年が経つ中で、男女共同参画を実効性のあるものにしたいという趣旨の内容だった。毎回、官邸で開催される同会議には鳩山由紀夫総理（肩書は当時）も出席し熱心に耳を傾けていただいたが、ある大臣から「ちょっと挑発的にお話しさせてください」と手が挙がった。

大臣の話の趣旨を簡単にいうと、こうだ。

「全然エッジが効いてない。こんなことを100回繰り返しても、事態の進展はないと思います」

エッ、ホント？というのが、その時の私の率直な気持ちだった。そして、男女共同参画会議の席上、すぐさま、こう反論した。

「なるべくパンチの効くようなものと言うのはその通りだと思います。一番パンチを効かせるとすれば、例えばポジティブ・アクションでクオータ制まで設ける方法もある。国会議員だったら、候補者の女性比率を3割、4割に持って行くということだってあると思います。そうすれば、ジェンダー・エンパワーメント・メジャー¹も日本は上がってくる

¹ GEM、ジェンダー・エンパワーメント指数。国連開発計画（UNDP）が発表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数。2010年から「ジェンダー不平等指数（GII）」に替わった。内閣府男女共同参画局用語集（http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html）より抜粋。

と思います。今指摘を受けたことは、帰りまして、起草を行うに当たっての議論の材料にしたいと思っております」（第33回男女共同参画会議・議事録から）。

なんだか“売り言葉”に“買い言葉”のようなやり取りだったと、今、改めて当時の議事録を読み返すと、苦笑せざるを得ないが、この官邸でのやり取りに端を発し、第3次計画に「エッジを効かせる」は、策定に当たってのひとつのキーワードになった。

クオータ制に関する第3次計画の答申は、次のような表現になった。

「国は、政治分野についても女性の参画拡大に向けて積極的に働きかけを行う。具体的には、…女性候補者増加のためのインセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、女性候補者比率のクオータ制の導入等制度的な対応についての検討を働きかける」

答申にエッジを効かせても、閣議決定段階で変わることがある。第3次計画でもう1点、エッジを効かせたと自負していた選択的夫婦別氏などの民法改正については、答申は「家族に関する法制について、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要」としたのに対し、閣議決定後は「…、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める」に変わった。

女子差別撤廃委員会（CEDAW）の見解等も考慮し「民法改正が必要」と答申をしても、閣議の段階では「検討を進める」に変わるあたりが、政治の世界というものなのだろう。与野党を問わず、こうした問題には保守的な考え方の層が存在する。

幸い、クオータ制は生き残った。閣議決定後の文章、すなわち第3次計画のその辺りの描写は次のようになっている。

「（衆院選、参院選での）女性候補者の割合を高めるため、各政党に対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性に割り当てるクオータ制の導入などを検討するよう要請する」

「衆議院比例代表選出議員候補者名簿及び参議院比例代表選出議員候補者名簿の一定割合を女性に割り当てるクオータ制も含めた多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、諸外国の制度、政策なども参考にして検討する」

第4次計画もしかりである。

「（国の政治における女性の参画拡大に向けて）候補者の一定割合を女性に割り当てるクオータ制等ポジティブ・アクション導入について、各政党において検討が進められるよう、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつ、各政党に対し、自主的な導入に向けた検討を要請する」

2 「202030」は男女共同参画推進本部決定

政府の公文書にクオータ制導入の検討に関する記述が入ったのは第3次計画からだが、それを受けて2020年までに指導的地位の女性を3割にするという目標が掲げられたという指摘も一部にある。それは誤解であることも、改めて指摘しておきたい。

いわゆる、202030が言われ出したのは、2003年の小泉政権の時代からである。同年6月に開催された男女共同参画推進本部（本部長は総理）で、次のような決定が行われる。「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」。

これを推進した当時の官房長官は後に総理になる福田康夫氏だが、福田氏が唐突に言い

出したわけではない。上記の男女共同参画推進本部決定には、次のような前置きがある。「『女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見』（2003年4月男女共同参画会議決定）に基づき、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ」がそれだ。

1990年5月の国連経済社会理事会で、ナイロビ将来戦略勧告が採択される。その中に掲げられた目標の一つが、「指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やす」だった。政府は同勧告に対し、積極的な対応策を講じなかった。その問題を2003年4月開催の第10回男女共同参画会議で取り上げ、当時の専門調査会の会長が「我が国でもこの勧告より四半世紀遅れではございますが、2020年までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待します。そのため、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められるよう奨励します」という申し入れを行った。

2003年6月の男女共同参画推進本部決定はそれを受けてのものであり、以来、202030は政府の目標値として広く語られるようになる。そこで言う「指導的地位」には、当然、衆参両院の国会議員も入っている。202030は決して、第3次計画以降に流布したものではないのである。

3 出そろった与野党の「政治分野における男女共同参画推進法」案

話を政治分野に戻すが、クオータ制に関する記述については、第4次計画の中間整理の段階で、全国6か所で公聴会を行った折り、一部の参加者から批判が出た。「第3次計画と同じような記載では効果はない」「もっと強い表現にすべきではないか」と。確かにその通りで、第3次計画の策定時から5年強が経過した第4次計画はもっと実効性あるものを、という趣旨の意見は納得できるものであった。だが、より強い記載にするには難しさもある。

男女共同参画基本計画は、国の男女共同参画行政のアクションプランである。三権分立の仕組みの中で、行政府が各政党に国会議員のクオータ制に基づく法案を準備するよう促すことが可能かといえば、難しい。「計画に書くのは結構ですが、どこの省に鈴を付ける役を担わせますか」。そんな反応が返ってくるのは、まず間違いない。

第4次計画の策定にあたり、私は計画策定専門調査会の会長を務めた。一専門委員であれば正論を強く主張したと思うが、専門調査会委員と政府との間の調整役というような身分であっては、落としどころも両者がギリギリで納得するようなくてはならない。

言い訳めいた物言いはこれくらいにしておこう。私が公聴会での厳しい批判に対して答えたことは次のような趣旨のものだった。「計画に記載するのは、これが精一杯。後は運動の盛り上がり期待するしかない」。この回答は、計画策定専門調査会での合意あつてのものではない。あくまで、私論である。想定していたのは、赤松良子氏が代表を務める「クオータ制を推進する会」である。同会は、積極的に政治分野でのクオータ制の導入に関する運動を展開している。

そのような動きにも押され、2016年12月までに与野党とも「政治分野における男女共同参画推進法」案をまとめるに至った。自民、公明、日本維新の会の共同提案の法案の特色は、衆参両院や地方議会選挙での男女の候補者数をできるかぎり「均等」にするよう努

めることを政党に求める点がポイントだ。すでに先行している民進、共産、社民、生活の党4党の共同提案のそれは、男女の候補者ができるかぎり「同数」となることを目指している点がポイントである。

均等か同数かで与野党の判断が分かれているが、それを調整して一本化し、2017年の通常国会に法案を提出することになっている。ただ、両者が一本化できるのか、その確証はない。均等と同数では、一本化といっても天と地ほどの開きがあるだけに歩み寄りも困難なことが予想される。与野党の力学から言えば、均等で落ち着く可能性もあるが、どちらかで決着がつくにせよ、これらはクォータ制を義務付ける法案ではない。新聞報道等によると、一部の議員にはクォータ制に飛び火することを危険視する声もあるようだ。政治家の中にはクォータ制に関して、議論する前から「ノー」と片付ける人もいるようなのである。

いずれにしても、このような議論が出てきたこと自体は歓迎したい。ようやく我が国の政治の分野でも、クォータ制につながる前段階の議論がスタートしたのである。「クォータ制を推進する会」の赤松良子代表がいみじくも言うように、政治分野の男女共同参画推進法は「理念法」であり、「クォータ制の実現までには距離がある」（「クォータ制を推進する会 ニュースレター」No.16、2016年12月20日刊）。

その距離をいかに早く縮めるかがこれからの課題だが、その契機になったのは、第3次男女共同参画基本計画に初めてクォータ制の導入の検討を行うよう書き込んだからだと思っている。答申には盛り込んだものの閣議決定をパスするかどうかで、当時はだいぶ気をもんだが、無事通過したからこそ、今があると思っている。

4 「女性議員の適切な割合」との設問に対し、1.4%の男性議員は「必要ない」を選択

政治家自身が、クォータ制についてどう考えているのか。彼らはそれを前向きに考えているのか、それとも否定的なのか。そのような調査はこれまでなかっただけに、神奈川県が実施した神奈川県内選出議員対象のアンケート調査結果はその意味で貴重である。詳細は本報告書の第2章を見ていただきたいが、その結果から特徴的なポイントを拾い、クォータ制を導入するに当たって何が大きな障害になり、ではどうすればいいのか、考察を進めたい。

調査の対象者は神奈川県内選出の国会議員、県議会議員、市町村議会議員 919人（2016年5月現在）である。そのうち511人から回答があった。男女比率は男性72.0%、女性26.2%、性別無回答者が1.8%。本来なら国会議員、県議会議員、市町村議会議員と分けて回答を見てみたいところだが、今回のアンケートでは所属議会を問うていないので、それはできないという前提に立っている。

まず、女性議員の「適切な割合」を問う設問に対し、5人の男性議員（回答した男性議員368人中1.4%）が国会、都道府県議会、市町村議会いずれについても「必要ない」を選択しているのが目を引く。「割合は関係ない」という選択肢が別に設けられていることから、女性議員は「必要ない」との回答とも考えられるが、そうだとすると、全体の1%とはいえ、このような男性議員は神奈川県内選出議員に限らず、他の自治体選出議員にも存在するのかもしれない。残念ながら、理由はわからない。

ごく少数なのでよしとするには、問題が多すぎる。2016年4月からは女性活躍推進法が施行になるなど、女性の活躍が主流化、すなわち政策の上位に位置づけられている。そうである以上は、政治家、特に男性議員はこの問題をもう少し前向きに考えるべきだ。ちな

みに女性議員には、そう回答した人は皆無である。

5 企業社会以上に男性色の強い政治の世界

以下、同調査結果から女性議員と男性議員とでクォータ制等に関して意見が割れる項目を見出しに立てながら、両者の比較を行ってみよう。見出しの前者は女性議員の、後者は男性議員の多数派意見であることもあらかじめ断っておく。男女間の意見の対比が難しい結果のものに関しては、特徴的な回答のみを見出しに掲げるようにした。

【「5割程度」vs.「割合は関係ない」】

女性議員の適切な割合の山は、男女間でずれがあった。国会、都道府県議会、市町村議会いずれについても、女性議員は「5割程度」という回答が最も多く（いずれも4割台）、次いで「3割程度」と続く。男性はいずれの議会についても「割合は関係ない」に最も多く回答率が集中している（いずれも3割台）。女性議員がトップに掲げた「5割程度」の支持率は、1割台だった。

調査の設計者に聞いてみたいが、「割合は関係ない」というのは、どのような場面を想定しての設問なのだろうか。もっと言えば、適切な問いだったのか、ということである。議会では多数派を占める男性議員の回答が、ここに集中するのはわかる気もする。すなわち、多数派の余裕のようなものを感じるのである。厳しい表現をするなら、多数派のおごりだ。「国民の皆さんが選んでくれるのだ。割合なんか関係ないんだよ」。そんなおごりを、である。

政府が指導的地位の女性を3割に、と言っている以上、男性議員ももっと多くの人が「3割程度」を支持してほしかったというのが、私の率直な感想である。「3割程度」の男性議員の支持率は、「割合は関係ない」に次いで2位とはいえ、いずれの議会についても2割台だった。

【「速やかに」vs.「急ぐ必要ない」】

女性議員が増えるのは早い方がいいのか、急ぐことはないのか。この設問の回答率は、男女間で意見が大きく割れた。女性議員の支持率が7割台と高かったのは「出来る限り速やかに増えた方が良い」である。一方、男性議員の支持を集めたのが「増えた方が良いが必ずしも急ぐ必要はない」「意識的に増やす必要はない」で、前者が34.5%、後者が28.3%、締めて6割台である。

女性議員は「急いで」と言っているのだが、男性議員は「急ぐ必要はない」「意識的に増やさなくても」と考えているのだ。この構図もまた、対照的である。まさに女性議員と男性議員の間には、暗いかどうかはわからないが、深い川があるようだ。

【「議員活動と家庭生活の両立が困難」】

「女性議員が少ない理由」は、男女間の意見がほぼ一致した。「議員活動と、子育てや介護等家庭生活との両立が難しい」が女性議員の76.1%、男性議員の67.7%の支持を集めたのである。この結果をなるほど、の一言で済ませるには問題点を多々内蔵しすぎていて、無理がある。詳細は後述するが、背景に潜むのは固定的性別役割分担の問題である。

政治分野に限らず、今ほど、固定的性別役割分担の問題が浮上しているのは、過去には

なかったのではないか。女性活躍推進法しかりである。女性活躍推進法に基づいて定められた事業主行動計画策定指針は、我が国の女性の活躍が十分ではない背景には「固定的な性別役割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方がある」としている。

それはそっくり、第4次男女共同参画基本計画のポイントにも当てはまる問題点だ。私は第4次計画の計画策定専門調査会会長を務めた。第4次計画の「目指すべき社会」に掲げた一つが、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」である。男女共同参画社会基本法が制定施行されたのは1999年。それから20年近い時が流れたが、男女共同参画社会が形成されたかという、答えは「未だし」だ。

その原因として上がったのが「長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行」である。それが「依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっている」のである。それを解消するには働き方と同時に、「高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見」等の見直し、解消も図らなければならない。

その流れから言えば、政治の世界も男性中心型の政治慣行が根強い社会なのだろう。いや、企業社会以上に男性色の強い社会だとも言える。だからこそ、家事育児等の負担が女性の肩にかかり、それゆえに女性議員のなり手が少ないのだと、男女双方の議員が言っているのである。

女性議員が少ない理由として、「家庭生活との両立が難しい」を除き、5割以上の支持を集めた項目を支持率の多い順に列挙すると次のようになる。

- ・女性議員
「女性の立候補に対し、家族や周囲の理解が得られにくい」
- ・男性議員
「議員となって政治に参画しようという女性が少ない」
「女性の立候補に対し、家族や周囲の理解が得られにくい」

やはり男女共に共通するのは、「家族や周囲の理解が得られにくい」だ。政治は男の世界、女の出る幕はない。そんな声が、調査結果から聞こえてくる。

6 必要な女性候補者育成の研修制度、有権者の意識改革

【女性議員は「法律で定め、議席の一定数を女性に」】

さて、いよいよ、クオータ制についての現職議員の考え方に耳を傾けてみよう。まず、クオータ制を導入するとしたら、どのような手法が考えられるのか。回答はバラけてしまい、半数の支持を集めた項目は皆無だった。男女共に一番支持を集めたのは「各政党が、候補者の女性割合について、数値目標を設ける」で、男性49.2%、女性43.3%だった。

次いで3割台の支持を得た項目を支持率が高い順に並べると、次のような具合だ。

- ・女性議員
「各政党が、党の規則等により、候補者の一定割合を女性に割り当てる」
「議席の一定数（割合）を女性に割り当てることを、法律で定める」
- ・男性議員

「各政党が、党の規則等により、候補者の一定割合を女性に割り当てる」

クオータ制は割り当て制であり、現在の与野党の議論はその域に達していない。今回の調査では男女双方ともに3割が支持した「候補者の一定割合を女性に割り当てる」段階であり、国会議員の候補者の割り当て比率を「均等」にするのか、「男女同数」かで、与野党の意見が割れているのである。男女共に一番支持率が高かった「数値目標を設ける」は、2020年までに指導的地位の女性を3割に、という、いわゆる202030と同じ発想で、手法は穏やかだが、波風を立てない分、実効性に欠けるうらみがある。

今回の調査で女性議員の支持率が一番高かったのは、国会、都道府県議会、市町村議会いずれについても、「女性議員を5割程度に」である。本当にそれを実現したいのであれば、202030方式や候補者の男女候補者の均等、同数方式では難しい。やはり法規制を伴うクオータ制の導入なのだが、「議席の一定数（割合）を女性に割り当てることを、法律で定める」ことに関しては女性議員の支持率は3人に1人弱（31.3%）に対し、男性議員のそれは6人に1人、18.2%だった。

法律に規定するのではなく数値目標で、という考えが多くの支持を集める辺り、クオータ制の導入が一筋縄ではいかないことを示している。

【「女性の政治参画を促進する支援体制の構築を」】

抵抗の多いクオータ制を導入するにあたって必要なことは何なのか。これは、男女双方の意見がほぼ一致した。支持率が4割、および5割台だった項目を掲げておく。

・女性議員

「女性の政治参画を促進する支援体制の構築」（この項目だけ支持率が5割超）

「『クオータ制』への理解、必要性の認識の普及」

「議員として政治参画しようとする女性の育成」

・男性議員

「議員として政治参画しようとする女性の育成」

「女性の政治参画を促進する支援体制の構築」

「『クオータ制』への理解、必要性の認識の普及」（この項目だけ支持率3割台＝39.9%＝）だが、4割にマイナス0.1割なので、挙げておく）

女性議員がトップに上げた「女性の政治参画を促進する支援体制の構築」は男性も第2位で支持しているものの、両者には9割もの格差がある。そのギャップをどう埋めればいいのか。「支援体制の構築」は一言でいうのは簡単だが、具体的にどうするかとなるとなかなか難しい問題である。当然、この中には、先に指摘した固定的性別役割分担意識の解消という問題も視野に入れなければならない。

【クオータ制以外に有効な手段はW・L・B】

クオータ制以外に、女性議員を増やす有効な手段があるとしたら、それは何なのか。男女共に6割台の支持率を集めた項目が一つだけある。「議員生活と家庭生活の両立支援（議員の産休・育休や介護休暇取得促進等）」が、それだ。要するに、政府が企業、国民に積極的に勧めるワーク・ライフ・バランス（W・L・B）を議員の皆さんも積極的に生活の中に吸収する必要があるというわけだ。政治家が実践できてこそ、国民の間にも訴えが定着するという図式は、理の当然である。

ほかに女性議員の間で5割以上の支持を得たのは、次の2項目だ。

「小中高大学生に対する、将来の職業として議員を選択するための意欲醸成や学ぶ機会の提供」

「女性候補者育成のための研修制度（政党、自治体、民間団体等）」

4割台の支持があったのは、下記である。

「有権者の意識改革」

男性議員は、上記3点の支持率がすべて4割台だった。男女間では多少のバラツキがあるとはいえ、クオータ制以外に女性議員を増やす有効な手段は、両者はほぼ一致していた。同時にこれらは、クオータ制を導入するにあたって必要な項目でもある。

クオータ制を導入したからといって、「女性候補者育成のための研修制度」、すなわち女性議員を「育てる」、そして「人材をプールする」という土壌がなければ同制度は有効には機能しない。当然、「議員生活と家庭生活のW・L・B」も必要だ。「有権者の意識」が変わらなければ、議会に送りこまれるのは相も変わらず男性だけである。まさに第4次男女共同参画基本計画で指摘した「男性中心型」の政治慣行が、根を張り続けることになる。

7 女性議員が自然に増えるのを待っていても不可

調査結果をざっと見てきたが、フリーアンサーにもクオータ制に対して前向きな意見だけではなく、特に男性議員からは否定的な意見も多く来ていた。それらを分析することが、ひいてはクオータ制の導入には何が必要かを考察する手掛かりになる。今度は、賛否両論を見ていこう。

・男性議員

【選挙制度について】

- ・（女性議員を増やすには）小選挙区制をなくし、比例代表制中心の制度にすること
- ・小選挙区制廃止と高い供託金制度を改善し、立候補しやすくする

【クオータ制について】

- ・日本はまだ男性社会。それを改善するにはクオータ制への理解、必要性の認識の普及と教育が重要
- ・クオータ制は断固反対。逆差別につながるから
- ・性別を問わず被選挙権は付与されている。制度として特に女性を増やすことは特段、必要ない

【女性議員を増やすことについて】

- ・女性議員が増えれば、女性目線の社会の実現にもつながり、とてもよいことだ
- ・男性議員と女性議員の数の開きの大きさは問題があるかもしれないが、政治にかかわった者として言わせていただければ、男性に特化した政治をしているわけではない。市民の福祉の向上のために取り組んでいるのであれば、男女の比率は問題ではない
- ・発想の原点に問題があるのであり、性別が原点ではない

【その他】

- ・女性議員が少ないと感じているが、それは議員職に限らず、日本の社会全体に（女性の）社会進出を拒む要素があるから。それを改善しなければならない

- ・クオータ制や女性議員を増やすことは非常に大切だが、まずは投票率を上げることが優先（課題）。主権者教育を行うべきだ
- ・古い体質の議会の在り方の改革を検討すべき

・女性議員

【選挙制度について】

- ・小選挙区制が男性議員ばかりになる大きな要因。廃止を！
- ・高い立候補の供託金を改善すること
- ・政党の候補者名簿を男女半数にし、比例区は男女交互に上位から当選者とする。立候補は政党内で選挙によるなどの工夫をする

【クオータ制について】

- ・クオータ制などの問題ではない。女性が女性議員を増やすような気持ちを持っていないことが問題。家族を持っていると夫や子供の協力がとても必要だと思うが、理解がないのが現実
- ・クオータ制で人数を割り当てる前に、女性の政治参画への支援環境を整えるべき
- ・女性議員が『自然に増える』のを待っていてはいつまでたっても増えないだろう。法律などで、まず枠組みを決めてしまうこと。啓発と環境整備も必要
- ・フランス等の先行事例を紹介し、わが国に合った制度の検討に入るべき

【女性議員を増やすことについて】

- ・女性が輝く社会と言うなら、まず国会から範を示してほしい。女性がポツンとした存在だと、どうしても男性議員に埋もれがちで、ある程度の数にならないと本当に主張しにくい
- ・女性議員が増えることは、政治の質、社会のあり方を変える。女性党首は多くの後に続く女性をエンパワーする
- ・政治が生活に結びついているという視点を持つならば、実際に育児や介護の多くを担っている女性の意見を政治の場に持ちこむことは必須。逆差別との疑問は、長年差別されてきた女性の歴史を考えるならば、不当な意見と言えると思う

【その他】

- ・有権者の意識はとてもひどい。駅に立っているだけで、野次を飛ばす中高年男性がいかにも多いことか。ほとんどが女性のくせにという偏見である
- ・性別役割分担意識が、女性の活躍すべての足かせとなっている。議会で活躍する女性を増やすためにも、まず、性別役割分担意識を改革する取組みをかなテラスが先頭になって行って欲しい
- ・子育て・家事・介護等を女性が担っている割合がまだまだ高いため、社会全体でのW・L・Bの見直しが遅れている。全ての分野での女性の活躍推進のための環境整備が急務

8 女性の立候補を妨げない風土を築けるか

調査結果の分析の冒頭、男性議員が国会、都道府県議会、市町村議会いずれについても「女性議員は必要ない」と答えた男性議員が1%ほどいると報告した。全体から見ればこうした回答者は例外で、自由回答等を見る限り、男性議員も「女性議員が増えれば、女性

目線の社会の実現にもつながる」など、女性が政治分野に進出することに前向きだ。だが前向きではあっても、現実の女性議員の少なさは目を覆うばかりである。衆院議員に占める女性比率は 9.5%、参院 20.7%にとどまり、世界の国会の女性議員割合ランキングも、日本は 193 か国中 157 位である（2016 年 8 月現在、IPU＝列国議会同盟＝調査）。

神奈川県は、都道府県議会議員に限れば女性議員比率は 16.2%、京都府、東京都、滋賀県に次いで全国 4 位である（2015 年 7 月現在、内閣府調査）。市町村に目を向ければ、神奈川県大磯町は女性議員が 5 割越えの町として有名だ。議員 14 人中、7 人が女性である。神奈川県葉山町もやはり 14 人中 7 人が女性だ（2016 年 5 月現在、かながわ男女共同参画センター調査一本報告書第 2 章資料 I 参照）。

なぜ、このような結果が生まれたのか。新聞の報道記事から大まかな実態が浮かび上がる。2015 年 3 月 25 日付の毎日新聞によると、大磯町での女性議員輩出の背景には環境問題や食の安全への取組みなど女性による市民活動が昔から盛んだったこと、総務建設委員会など“男性色”の強い分野の委員長なども女性が務めてきたことなどが上がっている。多くの市町村では男性議員が独占している議会議長、副議長職も、大磯町では過去に女性が数期務めた経緯がある。同紙は大磯町職員の次のような談話を紹介している。

「女性議長の時に議会改革が進んだ。女性は細やかで、質問内容、資料請求の仕方、町民への情報公開にも積極的。結果、本会議で議員に渡す資料は、事前に町民にも公開するようになった」

別の視点からのアプローチもある。金子優子山形大学教授が地方都市での調査結果をまとめた論文「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのかー山形県内の地方議会についての一考察ー、年報政治学 2010 年 12 月号」は、大磯町は「カンパとボランティアによる住民手作りの選挙が特徴的」と断った上で、同町で女性議員が増えた理由を次のように分析している。

まず意識や風土の問題だが、大磯町は

- ・住民の自発的な活動が盛んで、問題意識が高い
- ・女性の立候補を妨げない風土がある
- ・教育水準が高い
- ・地域活動に女性が積極的に参加する

今後、女性議員を増やすには

- ・「しぼり」からの解放。自分、家族、地域社会のしぼりをなくす。政治は男性がするものという意識の改革
- ・議員報酬が少ないので、女性が出やすいようだ。手取りで月 22.5 万円なので常勤職を持つ男性が挑戦するのは難しい
- ・女性が議員になるには、妻に選挙に出るというように、男性の意識改革が必要
- ・社会の何かを変えたいと思うと、政治にかかわる、それを具体化させて立候補まで持っていく何らかの場が必要

9 固定的性別役割分担意識の解消こそ

議員報酬が少ないと立候補する男性が少ないというのは考えさせる指摘だが、金子氏が大磯町の調査をもとに挙げている項目はすべてにおいて、他の都市ではハードルが高すぎる。女性が政治の世界に参加するには、我が国はあまりにも性別役割分担の壁が高く、分

厚すぎる。先に指摘したように、第4次男女共同参画基本計画は男性中心型労働慣行等の変革が大きな行政課題になっているが、その背景にあるのは根強い固定的性別役割分担意識である。

この課題は、昨日今日浮上したニューフェイスではない。固定的性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会基本法制定（1999年）前からの懸案であった。それが女性の政治参画にどんな影響を与えるのか。「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために（その1）ークオータ制にかかる有識者意見」（かながわ男女共同参画センター、2016年3月）所収の三浦まり氏の意見が参考になる。

三浦氏は公の仕事は男性、私的な仕事は女性という役割分担の結果、政治は公の仕事の最たるものであると指摘。その結果、どのような問題が出ているかを三浦氏の意見から拾えば、まず、立候補しようにも家族の支援が得られない。夫はなかなか賛成しないし、父親や義父の反対に遭うこともある。無事、立候補しても、今度は有権者の「政治は男の世界。なぜ女が？」という問い掛けに遭遇することもある。

さらに政治の舞台では揶揄、からかいの対象になったり、容姿、身なり、プライバシーにまで踏み込まれ、そのような蔑まれかた、攻撃等を女性自身も見ているので、よほどのことがない限り、立候補しようとは思わない。議員になりやすい女性は世襲やそれに近い女性に限られる傾向がある、というのが三浦氏の分析だ。

今回の調査の自由回答には、女性議員からの「性別役割分担意識が、女性の活躍すべての足かせとなっている」という指摘があったが、まさにそれは三浦氏が分析したようなことなのだろう。「有権者の意識はとてもひどい。駅に立っているだけで、野次を飛ばす中高年男性がいかにも多いことか」という女性議員からの指摘も、この国の政治風土が偏見に満ちた女性観で歪められていることの現れだ。

議員、有権者も含め、男性だけに問題があるとは思わない。調査結果全体を通じての感想なのだが、女性側にも固定的性別役割分担に縛られ過ぎてはいないか、というのが私の感想だ。「議員活動と、子育てや介護等家庭生活との両立が難しい」という選択肢は女性議員の76%強の支持を集めたが、翻ってこれは、女性自身もその殻を破ろうとしないままであることではないのか。

回答者が一般市民であれば「男性は変わらなければならない」と、共感のエールを送るところだが、議員となると話は別だ。それを打破する試みを議員自身がしているのかどうか。固定的性別役割分担意識に基づく様々な縛りに直面しているのであれば、それを解決するためにどう行動しているのか、行動してきたのか、まずは範を垂れてほしい。

厳しい指摘に映るかもしれないが、立候補する女性側の見識として、この国にどっぷり根付く固定的性別役割分担意識に対する、それくらいの強い姿勢があっただけではないか。

もちろんW・L・Bは重要な政策課題である。本報告書第3章の中で憲法学者の山元一慶応大学大学院教授は、議会を職場と捉え、環境を整備する必要性を説いている。すなわち議会という職場と個人の両立環境を整備することが大切で、その一例として山元氏は議会の近くに保育所を作ることを勧めている。「政治の世界でもキャリアが大切で、キャリアを持つためにはスタートがある程度早くないといけません。」「女性が30代で政治家としてのキャリアを始めるとしたら、そのキャリアのうちには出産の可能性もあります。職場として議会を捉えて、そういったキャリアパスを円滑化するような取組みも必要だと思

います。」

10 現行の選挙制度の見直しも必要

さて、話を国会議員選挙に絞ってみたい。クオータ制の導入が行われるとすれば、それは候補者名簿を男女交互に並べる比例代表制である。だが、参院選の比例代表選挙は2001年から候補者の当選順位を決めておく拘束名簿式から、有権者が当選させたい候補者名、政党名を書き込む非拘束名簿式に変わった。ここにクオータ制を入れることができるのかどうか、なかなか難しい。

衆院選は小選挙区比例代表制を取る。比例代表制は有権者が支持政党を記入し、各政党は投票率に応じて記載名簿順に当選を割り振っていく方式である。その点、非拘束名簿方式を採用する参院選での比例代表制よりは、クオータ制を取り入れやすい。だが、小選挙区の立候補者を政党の比例代表名簿にも掲載できる重複立候補制を導入しているので、すんなりとはいかない。本格的にクオータ制を導入するとなれば、現行の選挙制度の見直しも必要になるだろう。

越えなければならないハードルは、依然、天高くそびえ立つが、それでもようやく「政治分野における男女共同参画推進法」案を国会で審議するところまで来たのである。ここから先は、各政党が政治の見識を見せてほしい。繰り返しになるが、2020年までに指導的地位の女性を3割に、の対象には衆参両院の国会議員も入っているのである。民間の団体、すなわち民間企業にだけ女性の部課長をもっと作れと、他を踊らせるための“笛”だけを吹くのはいかなものか。

まずは政治の世界が変わることこそ、今、求められている。本報告書に登場する広岡守穂中央大学教授の妻は元・県議会議員だった。妻の政治家としての体験を夫として脇で見ていた広岡氏は、次のように述懐している。

「政治は本来、社会的な弱者とか人権侵害にも対応しなければならないわけで、こうした課題については女性の方が親和性が高い傾向がある。消費や生活という目線についても同じことが言えます。」「地方議会でも、中性洗剤の問題等で女性議員が活躍してきた経緯があります。だから女性が議会に出て行くと、従来の利益代表とは異なる発言ルートができる可能性があって、社会的弱者や消費者、生活者としての意見がもっと議会に出てくる可能性があります。それは社会全体のために良いことですから、女性に期待されるところがすごく大きいです。」

これまでは頑として男社会を貫いてきた政治の世界を変えるささやかな手掛かりが「政治分野における男女共同参画推進法」案であり、それに続くクオータ制の導入なのである。政治分野の男女共同参画の推進は、広く男女の力学を変える契機になる可能性を秘める。